

県教育委員会における感染拡大に対する主な対応について

令和4年7月12日

県教育委員会

1 県立学校への通知（市町村教育委員会にも参考送付）

（1）学校における感染対策

- ・ これまでの知見を踏まえた最大限の感染対策を取ること
- ・ 感染リスクの高い教科活動は実施を控えること
- ・ 学年全体で学級閉鎖が広がるような場合は、学校長の判断で、当該学年の臨時休業を実施するなど柔軟に判断すること（実質的な夏季休業の前倒し）

（2）部活動について

- ・ 学校や地域の感染状況を踏まえ、感染リスクの高い活動は控えること
- ・ 原則として、宿泊を伴う活動は行わないこと
※ ただし、大会参加に伴い宿泊が必要な場合は県教委へ相談等を行う

2 学校外活動における啓発

県スポーツ協会及び市町村生涯スポーツ主管課を通じて、小学生が所属しているチーム（スポーツ少年団等）に対し、感染症対策の徹底を要請